

令和 8 年度 事業計画



(自) 令和 8 年 4 月 1 日
(至) 令和 9 年 3 月 3 1 日



沖縄県宜野湾市赤道 2 丁目 7 番 1 号
社会福祉法人

宜野湾市社会福祉協議会

各サービス区分予算名称

1. 法人運営事業	法人	補助
2. 社会福祉センター設置経営事業	センタ	補助
3. 障害者社会参加促進事業	社参	受託
4. 生活福祉資金貸付事業	生福	受託（県）
5. 地域福祉ネットワーク事業	ネット	受託
6. 高齢者地域生活支援事業	高齢	補助
7. 生きがい対応型デイサービス事業	生デ	補助
8. 権利擁護支援センター運営事業	権利	受託
9. 福祉金庫貸付事業	金庫	自主
10. 共同募金配分金事業		
①ふれあいのまちづくり事業	ふれ	自主
②老人福祉活動事業	老人	自主
③障害児・者福祉活動事業	障児	自主
④児童・青少年福祉活動事業	児童	自主
⑤母子・父子福祉活動事業	母子	自主
⑥福祉育成・援助活動事業	福育	自主
⑦ボランティア活動育成事業	ボラ	自主
⑧市民福祉まつり事業	まつり	補助（自主）
⑨歳末たすけあい配分事業	歳末	補助（自主）
11. 児童発達支援事業「愛育園」	愛育園	自主
12. 生活支援体制整備事業	生支	受託
13. 日常生活自立支援事業	日自	受託（県）
14. 生活福祉資金特例貸付事業	特例	受託（県）
15. 福祉資金造成事業	造成	自主
16. 福祉活動応援事業	応援	自主
17. チャリティー芸能公演事業	チ芸	自主

○補助事業：市補助事業

○受託事業：市受託事業／県社協受託事業

○自主事業：本会自主事業（財源：共募・寄付金）／本会収益事業

目 次

1. 基 本 目 標	P1
2. 重 点 項 目	P2
3. 令和8年度 事業計画	
目標1 みんなで支える地域共生社会づくり	
(1) 地域で支え合う仕組みづくり	
1) 市民主体の支え合いの場の充実	P4
2) 地域福祉コーディネーターの活動の充実	P6
(2) 地域活動の活性化支援	
1) 自治会・福祉団体等の活性化	P7
2) 地域での居場所・活動の場の充実	P8
(3) 地域で取組む防犯・防災対策の充実	
1) 防犯・防災対策を通じた地域づくりの推進	P9
2) 避難行動要支援者に対する支援の充実	
(4) 生活困窮自立支援対策の推進	
1) 生活困窮者の自立促進や居住の確保に向けた支援	P10
2) 生活に対する支援の実施	
(5) 子どもの貧困対策の充実	
1) 貧困の連鎖を断ち切るための包括的な支援	P11
(6) 児童発達支援等の充実	
1) 児童発達支援事業所による支援	P12
2) 情報交換会等の開催	
目標2 福祉を担う心豊かな人づくり	
(1) 担い手の育成	
1) 福祉教育の充実	P14
2) 地域を担う人材・資源の掘り起こし・育成	
3) 民生委員・児童委員や健康福祉サポート人材の養成・支援	P15
(2) ボランティアの育成・活用	
1) ボランティア活動の促進	P16
2) ボランティアコーディネート機能の充実	P18
目標3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり	
(1) 包括的な相談支援・情報提供体制の強化	
1) 包括的な相談支援体制の充実	P19
(2) バリアフリーのまちづくり	
1) 外出・移動支援の推進	P21
(3) 権利擁護の仕組みの充実	
(宜野湾市成年後見制度利用促進基本計画)	
1) 成年後見制度の利用促進	P22
2) 福祉サービス利用援助事業等の充実の促進	P22
3) 擁護を必要としている市民の発見・支援	P23

目標4 注記経営計画に基づく法人運営・事業運営

- (1) 5年後の宜社協を想定した、法人組織の意思決定に向けた取り組み・・・P24
- (2) 役員体制の確立及び理事会・評議員会等の適切な運営、活性化
 - 1) 正副会長としての役割責務
 - 2) 理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の適切な運営、活性化
- (3) 法令遵守の徹底
 - 1) コンプライアンスの徹底・・・P25
- (4) 健全な財務管理及び適切な経理事務の遂行
 - 1) 適切な経理事務及び財務管理、監査体制の構築
- (5) 事業継続計画（BCP）の策定
 - 1) 事業継続計画（BCP）の策定に向けた取り組み
- (6) 人材確保・育成・定着支援
 - 1) 専門職員の人材確保並びに定着に向けた取り組み・・・P26
- (7) 人事労務管理に向けた取組
 - 1) 人事労務管理の徹底・・・P27
 - 2) 組織体制のあり方について
 - 3) 職場環境の整備及び改善・・・P28
 - 4) 人事評価制度への取組みについて・・・P29
- (8) 財源確保
 - 1) 多様な財源の確保・活用
 - 2) 補助事業・受託事業の適正化及び事業継続・・・P30
- (9) 社協会費・・・P31
- (10) 行政とのパートナーシップ
 - 1) 宜野湾市とのパートナーシップによる共同連携・・・P32
- (11) ソーシャルアクションの強化
 - 1) 社会課題・地域課題に向き合う組織づくり
- (12) 広報・情報発信
 - 1) 活動の見える社協活動
- (13) 宜野湾市社会福祉センター移転について
 - 1) 自己財源の確保に向けた取り組み・・・P33
 - 2) 新センター建設に向けた取組
 - 3) 新センター移転に伴う旧社会福祉センター取り壊しの課題
- (14) 住民主体による福祉活動の推進・・・P34
 - 1) キラキラじのーんちゅが活躍するちゅいしーじーのまちづくり
 - 2) 共同募金委員会と連携した共同募金・歳末たすけあい運動
- (15) 総合相談支援の充実
 - 1) 断らない相談支援に対するスーパービジョン
 - 2) 相談システム構築による係間の情報共有や記録の徹底・・・P35
- (16) 地域における多機関協働の推進
 - 1) 多期間連携・協働による複合的な課題への対応
- (17) 権利擁護支援センター「うるる」
 - 1) 成年後見制度・中核機関について
- (18) 児童発達支援事業所「愛育園」の運営・・・P36
 - 1) 児童発達支援事業所運営について
 - 2) 保育所等訪問事業について
 - 3) 児童発達支援センターの設置に向けて

宜野湾市社会福祉協議会は、第4次地域福祉活動計画を策定し、その基本理念である「チュイシーの心で創る 人と人がつながるやさしい都市 まち ぎのわん」実現に向け、計画の骨格となる目標を以下のとおり定めています。

基本目標

目標1：みんなで支える地域共生社会づくり

「支え手」「受け手」という関係を超えて、みんなで支え合う地域共生社会づくりを進めるため、身近な地域での市民相互の連携や関係団体との連携充実を図っていくとともに、活動の場の充実や防犯・防災対策の充実を図ります。また、多様な地域資源等との連携のもと、生活に困窮する世帯への支援や子どもの貧困対策の充実を図ります。



目標2：福祉を担う心豊かな人づくり

共に支え合う心豊かな人づくりを行うため、福祉教育や地域福祉に関する啓発活動により、地域福祉への意識の醸成を図ります。また、市民が気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや、地域人材・資源の掘り起こし等による多様な担い手育成を図ります。



目標3：すべての人にやさしい福祉のまちづくり

子どもや高齢者、男性や女性、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが生き生きと活動し、安心して暮らしつづけることができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。そのため、バリアフリーの環境整備をはじめ、包括的な相談支援体制や情報提供、一人ひとりの権利が尊重されるよう、支援体制の充実を図ります。



目標4：中期経営計画に基づく法人運営・事業運営

中期経営計画に基づく法人運営・事業運営を行います。また、3つの視点（①役職員の目的・目標の共通理解/②多岐にわたる人財の積極的な採用/③職員一人ひとりの力を発揮する為の適切な業務配置並びに人財育成）を大切に事業推進していきます。



目標5：第5次地域福祉計画・活動計画策定に向けた取組み

本年度は、今後5か年の地域福祉推進の指針となる「第5次地域福祉活動計画」の策定年度にあたります。行政の地域福祉計画と車の両輪のごとく、地域住民、関係機関と共に、誰もが役割を持ち、支え合える地域社会の実現を目指した計画を策定します。



重点項目

基本目標に掲げた内容の実現に向け、重点項目として下記のとおり、取り組んでいきます。

目標1 みんなで支える地域共生社会づくり

(1) 地域で支え合う仕組みづくり

市民同士が日常生活での不安や困りごとについて、地域で解決していくことができるよう、支え合いを実践するための組織づくりや、そのサポート体制の構築、連携の仕組みづくりを行います。



(2) 地域活動の活性化支援

自治会区域での活動や福祉活動を活性化させていくために、自治会や福祉団体の活性化を図ります。



(3) 地域で取り組む防犯・防災対策の充実

防犯や防災に対する市民の意識啓発を行うとともに、事件・事故が起こりにくい地域づくりや、災害被害を最小限に防げる地域づくり等、安全と安心のある地域づくりの支援をします。



(4) 生活困窮者自立支援対策の推進

生活困窮者の自立支援に向けて、相談や住居の確保、一時生活の支援等を行います。



(5) 子どもの貧困対策の充実

全ての子どもやその保護者が孤立せず、子ども達が夢と希望を持って成長していくことのできる地域社会を目指して、支援の整備に取り組みます。



(6) 児童発達支援等の充実

児童福祉法に基づき、未就学児の発達の気になる子どもを対象に遊びを通して心身の発達を促していきます。また、関係機関団体による情報交換会や保護者同士の交流会を行い、保護者が安心して子育てが出来るよう支援します。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



目標2 福祉を担う心豊かな人づくり

(1) 担い手の育成

市民一人ひとりが、思いやりの心をもって地域と関わっていくことができるよう、福祉意識を高め地域人材の掘り起こしを行うとともに、ボランティア活動などを気軽にできることから始めていく環境を整えます。

(2) ボランティアの育成・活用

ボランティア活動の充実に向け、情報発信や活動拠点の活用促進、ボランティア同士の連携充実を図るとともに、大学や企業等への働きかけを行うなど、市民ぐるみによるボランティアの育成・活用を図ります。



目標3 すべての人にやさしい福祉のまちづくり

(1) 包括的な相談支援・情報提供体制の強化

市民の抱える複雑な問題に適切に対応し、最適なサービスを選択できるよう、福祉や健康に関する各種相談支援体制の充実をはじめ、包括的な支援体制の充実を図ります。

(2) バリアフリーのまちづくり

移動が困難な高齢者、障がい者等の自立と社会参加が促進されるよう、移動支援を行います。また、市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、生活環境のバリアフリー化を図ります。

(3) 権利擁護の仕組みの充実（宜野湾市成年後見制度利用促進基本計画）

認知症や、知的障がいその他の精神上的の障がいにより財産の管理や日常生活などに支障がある市民を支える権利擁護の仕組みを整えます。



目標4 中期経営計画に基づく法人運営・事業運営

(1) 法人部門

人事・労務管理を含む法人内労働環境の整備や自主財源の確保に向けた取組を実施していきます。

(2) 地域部門

断らない相談支援の取組に向けた支援体制の構築や権利擁護支援センター「うるる」、児童発達支援センター「愛育園」の運営の取組みの充実を図っていきます。



目標 1：みんなで支える地域共生社会づくり



(1) 地域で支え合う仕組みづくり

市民同士が日常生活での不安や困りごとについて、地域で解決していくことができるよう、支え合いを実践するための組織づくりや、そのサポート体制の構築、連携の仕組みづくりを行います。

1) 市民主体の支え合いの場の充実 《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》 ネット 受託

「地域支え合い活動委員会」は、自治会の範囲で自治会役員、民生委員・児童委員、地域で活動している実践者を中心に、広く市民や事業所、企業等の多様な団体が参画し、それぞれの地域が抱える生活課題の発見やその解決に向けて、地域のやり方で主体的に取り組んでいくものとして位置づけます。《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》



【具体的な取組み】

①あいさつでつながる地域づくり《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》 ふれまち 自主

あいさつを交わすことにより、住民同士が繋がり合い声をかけあう地域を目指して、「まちでニッコリ(*^*) あいさつ・声かけ運動」の推進に努めます。

- ア. あいさつ・声かけ運動の推進
- イ. まちニコソングの普及

②「地域支え合い活動委員会」の取組みの充実

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ネット 受託

- ・メンバー間での積極的な意見交換を促進し、活動の考え方や内容・方法について意識の共有化を図ることにより、更なる取組みの充実に努めます。そうし田中で、地域づくり活動と併せ、地域の実情に合わせた個別支援活動の展開を促進していきます。
- ・困りごとを抱えている方や潜在的な相談者を発見し、地域人材・資源等と連携して支援を図っていくことができるよう、地域支え合い活動委員会に対して必要な支援に努めます。
- ・必要に応じ、研修会や勉強会などの情報提供に努めるなど、活動の側面的な支援を図ります。

- ア. 地域支え合い活動委員会の充実（23自治会）
- イ. 個別支援活動の推進とサポート
- ウ. 研修会及び勉強会等の開催

③地域支え合い活動委員会の周知《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ネット 受託

- ・社協だよりをはじめ、ささえ合い通信や本会ホームページや等の各種広報媒体を用い、地域支え合い活動の周知・広報を行います。
- ・地域の取組み等をタイムリーに発信するとともに、若者世代への情報発信の強化等を図るため、SNS 等を利用した情報発信を行います。

- ア. ささえあい通信の発行
- イ. SNSやメディアを活用した情報の発信

④地域支え合い活動の課題解決に向けた取組み

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》 ネット 受託

- ・地域支え合い活動委員会の活動から挙がる地域課題について、地域福祉コーディネーター間で共有を行い、市福祉総務課と連携し行政各課や関係機関と解決に向けた協議や調整を行います。

- ア. コーディネーター定例会の開催（年12回）
- イ. 行政及び関係機関との調整会議の開催

⑤見守り支援活動の充実《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ふれまち 自主

- ・住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域支え合い活動委員会における見守り活動の充実や一人暮らし高齢者等保健飲料給付事業、見守り活動助成事業等を通して企業・関係機関との協働・連携を推進し、支援体制の構築を図っていきます。
- ア. 見守り活動の推進と運営継続のサポート
- イ. 企業等への周知と協働・連携の強化
- ウ. 見守り活動助成事業による見守り支援体制の構築

⑥生活支援体制整備事業の推進等による中学校区圏域での活動支援

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

生活支援 受託

- ・地域福祉サービスや住民同士の集いの場、地域ニーズ等の地域資源の把握・充実・開発を行います。
- ・第2層協議体（中学校区圏域）については、地域実情や地域状況に応じた活動展開を図り、住民主体を基本とする協議体運営を行っていきます。なお、高齢者以外の幅広い対象者への支援等、地域の抱える多様な課題への対応を検討していくことができるよう、行政と連携しながら体制充実に努めます。
- ・地域活動への参加が困難な高齢者を含め、個別の生活課題や支援ニーズを把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、必要な支援や社会資源につなぐ役割を担います。個別支援を通じて把握された生活課題については、地域共通の課題として整理し、協議体における協議を経て、資源開発や支援体制の強化につなげるものとします。
- ア. 居場所・体操サークルの立ち上げ・活動支援
- イ. 協議体の開催
- ウ. リエイブルメントの手法を取り入れた総合事業の個別支援
- エ. 生活支援コーディネーター定例会の開催（年12回）

※リエイブルメント（Reablement）とは、「再びできるようになる」という意味を持つ、生活機能の向上とセルフマネジメント（自己管理）能力の再獲得を目指す自立支援手法です。単に身体機能の回復（リハビリ）を目指すだけでなく、高齢者が「自分でできること」を増やし、自信を取り戻して、役割のある生活を再獲得することに焦点を当てています。

2) 地域福祉コーディネーターの活動の充実《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

地域課題に対して、地域住民と協働で解決に向けた支援を行います。

地域福祉コーディネーターは、地域と関係機関との連携をサポートするコーディネート及びコミュニティソーシャルワーク機能を担います。

【具体的な取組み】

①地域福祉コーディネーターの配置と活動の充実

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ネット

受託

- ・ 本会に配置されている地域福祉コーディネーターについて、4名配置体制の継続を図ります。

・ 地域福祉コーディネーターは、「地域支え合い活動委員会」との協働・連携を図るとともに、地域と関係機関との連携をサポートするコーディネート及びコミュニティソーシャルワーク機能を担うものとし、活動の充実に努めます。

- ・ 行政と連携し「宜野湾市包括的支援体制推進会議」の運営に携わり、体制や活動内容の充実強化を検討していきます。

ア. コミュニティソーシャルワーク機能を用いた地域福祉活動の展開

イ. 行政との情報共有を密にし、地域課題を共有

②地域との協働による問題解決に向けた取組みの実施

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ネット

受託

- ・ 地域福祉コーディネーターは、地域の自主性を尊重し、地域と協働して問題解決に取り組んでいくものとし、住民に対し適切な情報提供を図るなど、地域福祉活動に参加できるようサポートしていきます。
- ・ 地域支え合い活動委員会等に対し専門的立場から様々な地域活動を促進していくため、必要に応じて地域の担い手（キーパーソン）となる人材の発掘や育成、講演会の開催に向けた企画づくりの支援等を行います。
- ・ 地域づくり活動について、見守り活動や地域の現状・課題の把握につながるよう働きかけていくことにより、問題解決につながる取組み実施を促進します。

ア. 地域福祉に関する情報の収集と発信

イ. 相談受付システムを活用した地域課題やニーズの発掘

ウ. 小地域ふれあい事業（地域づくり/住民交流助成事業）の実施

③地域福祉コーディネーターの資質向上

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ネット

受託

- ・ 地域福祉コーディネーターのスキルアップを図るため、コミュニティソーシャルワークに関する技術論や技術実習等、資質向上に資する各種研修への参加促進を図ります。

- ア. スキルアップに向けた各種研修会への参加
- イ. 職員間の連携及び情報共有の強化

④保健師の配置《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ネット 受託

- ・地域づくり活動等を通し、地域の医療・保健に関する課題への対応を図るため、保健師の配置を継続します。

- ア. 個別支援から挙がってくる医療・保健に関する課題解決に向けた連携
- イ. 医療・保健相談対応



(2) 地域活動の活性化支援

自治会区域での活動や福祉活動を活性化させていくために、自治会や福祉団体の活性化を図ります。

1) 自治会・福祉団体等の活性化《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

住み良いまちづくりやきめ細かな支え合い活動を展開するためにも、地域の自治会の活性化が不可欠です。自治会の活性化に向けて、現在実施している加入促進の取組みを継続していくとともに、市民にとって関心の高い内容（防犯・防災、健康づくり、子育て支援、環境）について自治会を中心とした勉強会や研修会の開催を促進し、自治会加入に繋げていきます。

また、各種福祉団体の活性化を図るため、福祉団体と福祉施設、事業所、NPO、ボランティア団体との連携・情報共有を図るための支援を行います。

【具体的な取組み】

①自治会加入促進活動への参加《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

福育 自主

- ・自治会加入促進強化事業への参加協力を実施していくとともに、地域支え合い活動委員会等の地域福祉活動を通した自治会加入促進に向けた取組みを行っていきます。

- ア. 「自治会への加入促進に関する基本協定」に基づく自治会加入に対する支援活動



②福祉団体と各種地域資源との連携・情報共有支援

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ 自主

- ・市内の福祉団体と福祉施設、事業所、NPO、ボランティア団体等の把握を行うとともに、相互交流・情報交換の機会創出に努める中で、連携・情報共有を促進し活動の活性化を図ります。

- ア. 福祉団体等の情報提供及び情報共有
- イ. 子どもの居場所づくり団体等の活動支援

③福祉活動の活動資金確保に向けた研究実施

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

自主

- ・社会的課題の解決に向けて取り組んでいるNPO等と連携し、多様な手法を用いてその実践・普及に努めます。

ア. 福祉団体等の活性化及び活動資金確保に向けた研究

2) 地域での居場所・活動の場の充実

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

高齢 補助 生デ 補助

地域で市民同士が出会い、交流し、仲間づくりを行っていくためには、誰もが気軽に利用できる居場所・活動の場が必要です。そのため、地域において市民の支え合い活動や多様な交流機会の創出を図ります。また、多様な福祉団体の活動や保健活動の充実を図るため、福祉や健康増進機能等を備えた交流施設（仮）総合保健福祉センターの整備に向けた取組みを進めます。

【具体的な取組み】

①市民の交流・活動の場の充実《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

生デ 受託

- ・自治会でのミニデイサービス事業（あしび村やーデイサービス）や通いの場等、市民に身近な公共施設や民間施設で行われている支え合いの取組みや各種交流事業について、内容の充実に努め、市民への周知や参加促進を図ります。併せて、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

ア. 高齢者等の交流の場・活動の場の充実及びフレイル予防

イ. ミニデイサービス事業の実施及び活動の充実

ウ. ミニデイサービス事業の送迎の実施

②「交流施設」の整備に向けた取組みの推進《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

資造 自主

- ・真栄原地区において予定している“交流施設”の整備に向け、宜野湾市担当課と連携していきます。

ア. 真栄原地区に整備される「交流施設」への移転に向けた、基本設計に係る事務所機能に関する調整・要望

イ. 交流施設活用（会議室・研修室）に関する担当部署との話し合い

③宜野湾市社会福祉センターの運営管理及び機能移転に向けた調整実施

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

資造 自主

- ・地域住民の福祉推進と地域福祉活動の育成を図ることを目的として整備された宜野湾市社会福祉センターの運営管理を継続し、福祉・ボランティア団体の活動拠点になるようセンター機能の充実に努めます。
- ・老朽化のみられる社会福祉センターについて、危険個所の速やかな改善を図り、安全性に充分配慮しながら運営を図るとともに、真栄原地区に整備される「交流施設」への機能移転に向け、各種調整等を図ります。

- ア. 社会福祉センターの安全点検
- イ. 危険箇所の修繕、機能維持に向けて行政との調整

④ひきこもりがちな市民等が社会とつながり・交流できる場の確保・充実

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

生支 受託

- ・引きこもりがちな市民が参加しやすい地域の居場所等の整備や、その参加を促す仕組みを宜野湾市や関係機関と検討します。

- ア. 引きこもりがちな市民を地域社会で支え合う為、交流できる場づくりの実施検討
- イ. 関係機関との協働連携



(3) 地域で取組む防犯・防災対策の充実

防犯や防災に対する市民の意識啓発を行うとともに、事件・事故が起こりにくい地域づくりや、災害被害を最小限に防げる地域づくり等、安全と安心のある地域づくりの支援をします。

1) 防犯・防災対策を通じた地域づくりの推進《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

互いに助け合い、地域の安全は地域で守り、安心して生活できる地域づくりのために、子ども達や地域住民に対する防犯・防災教育の充実や、市民自らが考え参画する取組みを推進します。

【具体的な取組み】

①宜野湾市地域防災計画の推進《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

自主

- ・本会の事業を通し、民生委員、ボランティア、避難行動要支援者等に向けて宜野湾市地域防災計画の周知を図るとともに、災害情報を伝達するネットワークの構築や避難場所の周知を図ります。
- ・地域支え合い活動委員会等で避難行動要支援者の支援体制の構築に向けた防災学習を実施していく中で津波一時避難ビルや福祉避難所の確認・周知を図ります。

- ア. 宜野湾市地域防災計画の周知協力

2) 避難行動要支援者に対する支援の充実

災害時に避難行動要支援者を適切に支援していくことができるよう、名簿の充実や関係機関の連携を図ります。また、地域での平時からの見守りを行っていくための取組み等を推進します。

【具体的な取組み】

①避難行動要支援者に対する日常的な見守り支援体制の充実

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ふれ 自主

- ・宜野湾市担当課や民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）等、様々な地域団体と連携し、日常的な見守り活動を含め、災害時に対応できる体制づくりに努めます。

ア. 日常的な見守り活動を含め、支援体制の構築



(4) 生活困窮者自立支援対策の推進

生活困窮者の自立支援に向けて、相談や住居の確保、一時生活の支援等を行います。

1) 生活困窮者の自立促進や住居の確保に向けた支援《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》
複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立促進に向け、包括的・継続的な支援を行うため、相談支援や自立に向けた支援プランの作成を行います。

また、暮らしの基盤である住居の確保に向けて、給付金による経済支援や母子生活支援施設の設置等を図ります。

【具体的な取組み】

①生活福祉資金貸付事業の周知・利用促進 《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

生福 受託(県)

- ・沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談窓口として地域住民からの相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行っていきます。

ア. 「生活福祉資金貸付事業」の相談・申請対応

イ. 「特例貸付」償還の相談、免除・猶予申請の対応等、償還が困難な借受人へのフォローアップ支援

2) 生活に対する支援の実施

一時的な生活支援をはじめ、関係機関との連携により就労支援を行うなど、生活の安定に向けた支援を行います。

【具体的な取組み】

①福祉金庫貸付事業の周知・利用促進 《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》金庫 自主

- ・本会独自の事業として、一時的に生活が厳しくなった世帯等に対して小口資金の貸付を行い、生活の維持を図るとともに、関係機関との連携を図りながら自立に向けた支援を行います。

ア. 生計に関する相談対応による、一時的な「小口貸付」の実施

イ. 自己財源の確保及び自立支援の充実

②緊急一時支援（法外援助）による援助実施《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

福育 自主

- ・自然災害等による被災や緊急援助を必要とする世帯への一時的な支援（金品や生活物資等による支援）を行います。また、関係機関等との連携を図り、生活状況の改善に向けた支援を行います。

ア. 法外援助費による支援（緊急一時、火災、水害などの被災者支援等）

- イ. 「輝け子ども夢希望応援成事業」の実施
- ウ. フードドライブの実施

③歳末たすけあい募金の効果的な活用《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》歳末 補助・自主

- ・ 困窮状況にある世帯が明るい正月を迎えられるよう、歳末たすけあい募金を活用し、見舞金の支給による支援を実施します。

- ア. 困窮世帯への「見舞金支給事業」の実施

④フードドライブ活動の普及《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》福育 自主

- ・ 食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付するフードドライブ活動について、広く市民への周知を図り、活動への参加促進に努めます。
- ・ 頂いた食べ物を困窮世帯等に対し一時的な生活支援として提供していきます。

- ア. フードドライブ活動の広報、活動への参加促進

- イ. フードドライブによる困窮世帯への一時的な食糧支援



(5) 子どもの貧困対策の充実

全ての子ども達が夢と希望を持って成長していくことのできる社会を実現していくためにも、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう包括的な支援を行います。

1) 貧困の連鎖を断ち切るための包括的な支援《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

生活困窮世帯の子が将来的にも生活困窮とならないよう、支援に向けた体制づくりや居場所づくり、学習支援等を行い、貧困の連鎖を防止します。

【具体的な取組み】

①子どもの貧困対策に向けた行政との連携・体制の整備

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

児童

自主

- ・ 子どもの貧困対策の推進に向けた体制を整備し、各種取組みの検討・実施を図っていくとともに、包括的な支援を進める中で生活困窮者への支援等への波及を図ります。

- ア. 子どもの貧困対策に向けて行政との連携を行い、各種取組みの検討

- イ. 「キラ☆キラ新入学基金」を設置し、「新入学用品等準備支援助成事業」の実施。困窮世帯の新1年生（小学1年生・中学1年生）を対象

- ウ. こどもごはんサポート事業により、9小学校区にタコライスラバーズ加盟店の設置を目指す。

(6) 児童発達支援等の充実

児童福祉法に基づき、未就学児の発達の気になる子どもを対象に遊びを通して心身の発達を促していきます。また、関係機関団体による情報交換会や保護者同士の交流会を行い、保護者が安心して子育てが出来るよう支援します。

1) 児童発達支援事業所による支援

心身の発達の遅れや、そのおそれのある児童に対して、集団療育や親子遊びを通じて基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身につけます。

【具体的な取組み】

①児童発達支援事業所「愛育園」の運営《宜野湾社協 第一次中期経営計画》

愛育園

自主

- ・ことば・発達の遅れや、行動・コミュニケーションが気になる子ども達へ、早期に集団保育（療育）及び個別指導を行い、楽しい遊びの中から、からだ、こころの発達を支える親子参加型の療育の充実を図ります。

- ア. 利用児の発達、特性に合わせた丁寧な親子支援
- イ. 専門士による支援、指導の充実（言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士）
- ウ. 関係機関との連携強化
- エ. 小学校・中学校・特別支援学校保護者交流会開催（年3回）
- オ. 虐待防止委員会・身体拘束等適正化検討委員会の開催
- カ. 感染対策委員会の開催
- キ. 事業継続計画（BCP）の実施



②保育所等訪問支援の充実《宜野湾社協 第一次中期経営計画》

愛育園

自主

- ・発達に何らかの課題がある幼児・児童に対して、保育園や幼稚園、認定こども園や学校など、集団場面に療育専門職員が訪問し、先生方と情報共有をしながら、集団への適応を目指します。
- ア. 集団場面にて幼児・児童の観察、困っていることやその原因について分析
- イ. 幼児・児童の困りごとに対して直接関り集団生活への適応支援
- ウ. 先生方と情報共有し、関わり方や対応の仕方について提案
- エ. 保護者に対し、集団での様子を報告、情報共有と連携

③相談支援事業所の設置《宜野湾社協 第一次中期経営計画》

愛育園

自主

「どこに相談すればいいのかわからない」という利用者に対し、相談から療育の提供までを一括で案内出来るワンストップサービスの実現を目指します。また、相談支援専門員と利用者の様子や変化をタイムリーに共有できることで、より実態に即した支援を提供していきます。

- ア. 相談支援事業所の設置の検討

2) 情報交換会等の開催

関係機関と連携し、就学情報交換会等を開催します。

【具体的な取組み】

- ① 関係機関団体との情報交換会等の開催《宜野湾社協 第一次中期経営計画》 障児 自主
- ・子どもたちの発達支援や就学に向けてスムーズな移行が出来るよう関係機関と連携し、就学説明会や情報交換会等を開催します。
 - ア.「小学校就学説明会・情報交換会」等の開催
 - イ.「中学校就学説明会・情報交換会」等の開催

目標 2：福祉を担う心豊かな人づくり



(1) 担い手の育成

市民一人ひとりが、思いやりの心をもって地域と関わっていくことができるよう、福祉意識を高め地域人材の掘り起こしを行うとともに、ボランティア活動などを気軽にできることからはじめていく環境を整えます。

1) 福祉教育の充実

認知症高齢者や多様な障害への理解を深め、学校教育や社会教育の中で福祉教育の実践を図ります。また、地域活動へのボランティアの参加を呼び掛けていくなど、地域での実践を通し市民の福祉意識を高めます。

【具体的な取組み】

①福祉教育の推進 《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ 自主

- ・子どもの時から他人に対する思いやりを育むため、多くの福祉事業所を巻き込み、小中学校における福祉教育を充実していくとともに、福祉教育推進校の指定に向けての活動の推進を図ります。
- ・指導教員に向けた福祉教育学習プログラムの開催を検討し、併せて指導教員が参加しやすくなる工夫に努めます。
- ・市内中学校を中心に、ボランティアパスポート事業を展開し、地域と子ども達が繋がる場づくり、仕組みづくりを学校・自治会と協働連携しながら推進していきます。

ア. 福祉教育推進校の取組みの充実

イ. ボランティアパスポート事業の普及と充実

②地域での実践から学ぶ福祉意識づくり 《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ 自主

- ・引き続き、各種講座の開催を通して福祉意識を醸成していくとともに、地域活動への市民の参画を促進し、支え合いの活動の輪を広げるとともに、活動を通じて福祉意識を高めます。

ア. 各種講座等を通して福祉意識の醸成

イ. 夏休みボランティア体験としてはごろもチャレンジ隊の開催
(中高生向け災害ボランティア体験講座)

2) 地域を担う人材・資源の掘り起こし・育成

地域支え合い活動委員会を主体とした活動に対し、できるだけ多くの市民に参加してもらえるよう、参加の機会を促進していくなど、地域に埋もれている人材発掘を支援します。

また、地域で抱える問題に対し、市民が主体的に解決できるよう、研修会の実施や活動を通じた実践の中で資質向上を図っていきます。

【具体的な取組み】

①地域の担い手（キーパーソン）の発掘・育成

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ネット

受託

- ・市内の各種養成講座や活動を通して、地域活動の担い手の発掘や育成、担い手を地域へとつないでいきます。
- ・地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等が連携し、地域支え合い活動委員会の取組みの中などでボランティアに関する勉強会や講座等を開催します。
- ・若い世代のボランティア等への参画に向け、大学との連携・協働により、参加しやすい環境づくりを検討していきます。

ア. 担い手の発掘に向けた取組みの充実

イ. 大学や専門学校との連携を図りながらボランティア活動に参加しやすい環境や情報提供の充実

②企業等に対する働きかけの実施《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ

自主

- ・企業の地域貢献活動を広めていくため、各種メディア等を通じた情報発信や働きかけを行います。
- ・企業の地域貢献活動と地域づくり活動を結び付けていくことができるよう、企業が求めていること・応えられること等について意見交換の実施に努めるとともに、「SDGsの推進」等といった企業が関心を寄せているテーマでのアプローチの検討を図ります。

ア. 地域貢献活動と地域づくりを結び付けていけるよう意見交換等を検討

イ. ボランティア団体助成金を課題解決型の継続実施

3) 民生委員・児童委員や健康福祉サポート人材の養成・支援

地域では、民生委員・児童委員が市民の身近な相談相手として生活課題を拾い上げ、福祉活動を実践する存在として重要な役割を担っています。この他、各種健康福祉ボランティア人材が地域に存在しています。こうした健康福祉ボランティアの活動充実に図るため、市民への周知を図るとともに、研修会への参加を促進し、人材のスキルアップを図ります。

【具体的な取組み】

①民生委員・児童委員活動への支援・充実 《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

福育

自主

- ・民生委員・児童委員の活動に対する支援をはじめ、研修会の協働企画運営や、円滑な事務局運営の推進を図るなど、民生委員・児童委員活動を支援します。
- ・新たな人材の確保に向けて、民生委員・児童委員の役割・活動の周知を図ります。

ア. 民生委員活動の充実に向けて、事務局運営の推進

イ. 効果的な研修会の企画等についての協力体制の構築

ウ. 団体助成金による活動支援

エ. 担い手育成を目的とした「子ども民生委員」の立ち上げに向け、社会福祉

協議会と民児協役員会との検討会議開催

【団体助成事業】 福育 自主

- I. 民生委員児童委員県外研修
- II. 民児連協だより事業
- III. 各専門部会活動事業
- IV. 民生委員児童委員合同研修事業

②福祉団体や当事者団体の活動支援（母子寡婦福祉会・手をつなぐ親の会等）

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

障がい 母子 自主

- ・福祉団体や当事者団体が自立した会活動を実践していけるよう、母子寡婦福祉会や手をつなぐ親の会等の事務局運営を行い、活動を支援します。

ア. 母子寡婦福祉会の事務局運営協力及び団体助成金による活動支援

【団体助成事業】 母子 自主

- I. クリスマス会
- II. 映画鑑賞会
- イ. 老人クラブ連合会への活動助成

【団体助成事業】 老人 自主

- I. レクリエーション大会
- ウ. 野嵩3区がじゅまるこども食堂

【団体助成事業】 児童 自主

- I. 子ども食堂運営



（2）ボランティアの育成・活用

ボランティア活動の充実に向け、情報発信や活動拠点の活用促進、ボランティア同士の連携充実を図るとともに、大学や企業等への働きかけを行うなど、市民ぐるみによるボランティアの育成・活用を図ります。

1) ボランティア活動の促進

ボランティアに関する情報発信や活動の拠点である「ボランティアサロン」の活用を促進していくとともに、ボランティア団体間の交流・連携、学生ボランティアの活用、社会福祉法人、企業等の社会貢献の促進を図るなど、ボランティア活動の充実を促進します。

【具体的な取組み】

①ボランティアセンター機能の活用促進及び今後のあり方の検討

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ 自主

- ・本市におけるボランティア活動の振興を図るため、ボランティアセンター運営委員会の開催を継続し、地域課題への対応や、課題に対する開発的・先駆的な取組みの検討・実施、ボランティア活動に参加しやすくするための体制整備を行います。
- ・「交流施設」内にボランティアサロンを設置し、ボランティアに関する情報発信

やボランティアを必要とする市民への紹介を行うボランティア活動の拠点として活用するとともに、市民やボランティア人材に対し、その周知を図ります。

- ア. ボランティアセンター運営委員会の充実
- イ. ボランティア活動の情報発信（SNS媒体等）
- ウ. ボランティア団体活動を効果的に発信（登録団体をHP、冊子掲載）

②ボランティア同士の連携促進

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ 自主

- ・ ボランティア団体間の交流の場・交流機会の確保に努めるなど、ボランティア同士の横の連携・充実を促進します。

- ア. ボランティア団体間の交流の場の充実

③大学等との連携による学生ボランティア活動の促進

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ 自主

- ・ 市内大学の学生支援室や専門学校等との意見交換を実施し、大学生・専門学生等がボランティアに参画しやすい環境づくりや効果的な情報提供の方法について検討を行います。

- ア. 市内の大学・専門学校の学生が参加しやすい環境整備及び情報発信

④企業等の地域貢献の促進《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ 自主

- ・ 市内企業や商工会、社会福祉法人等に対し、地域福祉の各種取組みについての周知を図り、地域活動への参加を促進していくとともに、今後とも寄付や活動への協賛を募っていくなど、地域貢献を仰ぎます。
- ・ 社会福祉大会における企業等の表彰を継続するとともに、表彰のあり方について検討・充実を図ります。

- ア. 社会福祉大会の開催 福育 自主

- イ. 社協だより・ホームページ等で、地域福祉の取組みについて周知を図り、企業等の地域活動への参加を促進

⑤災害ボランティアの体制づくりの検討《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ 自主

- ・ 自然災害や大規模災害、ウィルス等の疫病蔓延による緊急事態宣言等の他、市民の生命・身体及び財産に重大な被害に生じる事態が発生した場合において、早急に支援体制が構築出来るよう宜野湾市と災害ボランティアの受け入れのあり方について検討していきます。
- ・ 災害ボランティアセンター機能のあり方や実施方法、宜野湾市との協定のあり方等について検討を行います。

- ア. 宜野湾青年会議所等及び宜野湾はごろもライオンズクラブとの災害時に

における協力体制の構築及び情報共有
イ. 宜野湾市との災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定書に基づく
双方の果たすべき役割と協力事項について協議

⑥NPO法人や市民活動団体との連携・協働の充実

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

自主

- ・ 宜野湾市における福祉課題解決に向けて市民協働推進課とも連携を図りながら、NPO法人や市民活動団体と連携・協働を図ります。

ア. 市民協働推進課との連携を図り、NPO法人や市民活動団体の支援のあり方
検討

⑦社会福祉法人等による多様な福祉課題・生活課題への対応

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

自主

- ・ 多様な福祉課題・生活課題へ対応していけるよう社会福祉法人等による地域貢献を含め、課題解決に向けた仕組み等について検討・実施していきます。

ア. 社会福祉法人等の地域貢献に向け、宜野湾市社会福祉法人連絡会での
取組みの実施

イ. 社会福祉協議会でのSDGs取組みに向けた活動展開、SDGsの
推進を図る企業との連携

2) ボランティアコーディネート機能の充実

社会福祉協議会にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関心がある人に、ボランティアに関する講座や研修会を紹介するとともに、多様なボランティアの依頼に対し、ボランティア人材の紹介を行うなど、ボランティア活動の調整・紹介を行う機能の充実にに向けた取組みを行います。

【具体的な取組み】

①ボランティア育成・活用の充実 《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ボラ

自主

- ・ ボランティアコーディネーターの配置を継続します。ボランティアコーディネーターは、育成したボランティア人材の登録を図るとともに、ボランティアを行いたい人、お願いした人とのマッチングを含めボランティアに関するコーディネートに努めるなど、積極的に人材の活用を行います。
- ・ 各種ボランティア養成講座や研修会などへ市民参加を促進し、ボランティアの育成を図ります。

ア. ボランティアコーディネーターによるボランティアコーディネートの実施

イ. ボランティア活動に対するコーディネート機能の充実

ウ. 市民参加促進に向けた研修会のあり方等について検討



目標 3：すべての人にやさしい福祉のまちづくり



(1) 包括的な相談支援・情報提供体制の強化

市民の抱える複雑な問題に適切に対応し、最適なサービスを選択できるよう、福祉や健康に関する各種相談支援体制の充実をはじめ、包括的な支援体制の充実を図ります。

1) 包括的な相談支援体制の充実

市役所内外の相談支援体制の充実の他、子育て、介護、生活困窮、抱える課題が複合的である場合や、制度のはざまにある場合など、対応が難しい世帯に適切な支援ができるよう、重層的な支援体制整備に取り組めます。

【具体的な取組み】

①相談窓口の設置・充実《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ふれ 自主

- ・地域の各種相談窓口（地域包括支援センター、地域子育て支援拠点事業、障がい者相談支援事業所等）との連携体制の構築に努めます。
- ・市民の各種相談に対応できる総合的な相談窓口としての体制の充実に努めます。
- ・誰もが気軽に相談できる窓口として「ふれあい相談所」を設置し、関係機関との連携を深めながら相談支援の充実に努めます。また、無料法律相談等を実施し、法律の専門家等との連携のもと、多様な相談への対応を図ります。

ア. 「ふれあい相談所」等相談窓口の充実

イ. 「無料法律相談」の実施（月2回）



②民生委員の相談機能の充実《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

- ・民生委員が訪問活動から得た新たなニーズの発掘支援が行える体制づくりやアウトリーチが行えるように宜野湾市担当課と連携協働しながら、支援体制を構築していきます。

ア. 民生委員による活動の充実に向けた支援体制の構築

2) 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり・サービスの質の向上

広報誌やホームページといった市民に身近な媒体を用い、行政サービスや保健福祉に関する各種制度、地域支え合い活動委員会の取組みに関する情報提供の充実を図ります。

また、情報提供にあたっては、障がい者や外国人など、様々な市民の視点に立ち、情報バリアフリー化を進めていきます。

また、サービスに対する苦情等が寄せられた場合には、適切に対応を図り、サービスの向上を図ります。

【具体的な取組み】

①情報提供の充実《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

福育 自主

- ・ 本会の認知度を高めていくために、市のホームページとの連携やコミュニティFMといった各種の広報媒体を用い、事業や活動の取組みについての周知を図ります。
- ・ 必要とする情報がいつでも入手できるよう、福祉サービスや地域に関する情報提供の充実を図ります。広報誌・ホームページに掲載する内容の充実を図るとともに、マスコミを活用し、多様な情報提供に努めます。
- ・ 地域の取組み等をタイムリーに発信するとともに、若者世代への情報発信の強化等を図るため、SNS等を利用した情報発信について検討していきます。

ア. 社協だよりの発行（年4回）

イ. 社協ホームページの活用（様式等の整備、最新情報の掲載）

ウ. 行政及び法人運営ライン等のSNS利用を活用した情報提供

エ. 社協だよりを音訳による視覚障がい者への広報発信

②視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供・意思疎通支援

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

社参 自主

- ・ 情報不足になりがちな視覚障がい者等に対し、市報、社協だより等の広報誌や、当事者に必要な情報等を点訳・音訳し、日常生活に必要な情報を提供します。
- ・ 声の広報発行において、音訳ボランティアの育成につなげるための養成講座を実施します。
- ・ 視覚障がい者に対し、幅広く情報を提供するため、点訳ボランティアの養成を図ります。
- ・ 聴覚障がい者の社会参加や日常生活の支援に資するよう、手話奉仕員養成講座の実施を図ります。・ 聴覚障がい者の社会参加や日常生活の支援に資するよう、手話奉仕員養成講座の実施を図ります。

ア. 手話奉仕員養成講座（基礎講座/全25回、ステップアップ講座/全10回）

イ. 音訳講座（全10回）開催

ウ. 点訳・音訳ボランティア団体への活動費の助成

③第三者委員会の設置《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ふれ 自主

- ・ 福祉サービス利用者からの苦情の適切な解決に努めるとともに、利用者へ適切に対応していくため、第三者委員会を設置し、福祉サービスの充実・強化を図ります。

ア. 第三者委員会の開催（年1回）



(2) バリアフリーのまちづくり

移動が困難な高齢者、障がい者等の自立と社会参加が促進されるよう、移動支援を行います。また、市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、生活環境のバリアフリー化を図ります。

1) 外出・移動支援の推進

移動の困難な市民の外出・移動支援を図るため、リフト付き車両の貸し出しの継続・充実等を図ります。

【具体的な取組み】

①重度身体障害者移動支援の推進《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

社参 受託

- ・ 重度身体障害者移動支援事業によりリフト付き車両の貸し出しを行い、車いす使用者及び重度肢体不自由者の移動支援を行います。
- ・ より多くの方に利用していただけるよう、広報の強化を図ります。

ア. リフト付車輛の運行（貸出）

イ. 利用促進に向けた社協だより等による広報の強化

②身体障がい者自動車運転免許取得事業・身体障がい者用自動車改造費助成事業

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

社参 受託

- ・ 自動車免許の取得や、運転装置取付等の自動車改造に係る費用の一部を助成することにより、障がい者の社会参加と自立促進を図ります。

ア. 相談時の対応、申請募集等に関する取組み

※自動車運転免許取得助成事業は、障がい者種別に関わらず助成となります。

③車いす貸し出し《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

障児 自主

- ・ 外出や福祉サービスの手続きの間に車いすが必要な方に対し、短期的（最長3カ月）な車いすの貸し出しを行います。

ア. 相談者の状況を確認し、必要に応じた福祉サービス案内、利用促進

イ. 地域包括支援センター及び指定相談支援事業所等、他機関からの紹介（相談）による対応及び関係機関との連携

④福祉バスの貸出し《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

ふれ 自主

- ・ 自治会、福祉団体等へ研修・交流を目的に、福祉バスの貸し出しを行います。

ア. 市内福祉関係団体の活動支援を目的とし、福祉バスの貸出しを行う。

イ. 貸出し時の福祉バスの安全管理の徹底を行う。

（３）権利擁護の仕組みの充実（宜野湾市成年後見制度利用促進基本計画）

認知症や、知的障がいその他の精神上的障がいにより財産の管理や日常生活などに支障がある市民を支える権利擁護の仕組みを整えます。

※成年後見制度の利用促進に関する項目をもって、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 23 条第 1 項に定められた市町村計画とします。

1）成年後見制度の利用促進

契約等の法律行為をする上で意思決定が困難な認知症高齢者や知的・精神障がい者の権利や財産を保護し、支援するため、成年後見制度等の利用促進を図ります。親族による成年後見申立てが出できない場合、市長による申し立て等の支援を図る他、更なる利用促進に向けた権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備に努めます。

【具体的な取組み】

①成年後見制度の普及・利用促進等に向けた関係機関との連携

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

権擁 受託

- ・成年後見制度の利用促進に向けた地域連携の中核となる機関について、宜野湾市が設置する検討の場に参加し、望ましい中核機関のあり方を検討していきます。
- ・法人後見を実施している社協や福祉事業所等、県内外の法人後見の実施事例について調査・研究に努めます。

- ア．中核機関設置に向け、行政関係課との連携及び意見交換
- イ．法人後見実施の先進地の調査・研究

2）福祉サービス利用援助事業等の充実促進

福祉サービスの手続きの援助や日常的金銭管理及び書類の管理に支援が必要な認知症高齢者や知的・精神障がい者に対し、行政、社会福祉協議会との連携のもと、福祉サービス利用援助事業の普及促進を行います。また、権利擁護に関する支援拠点である「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」について、専門員の充実や機能・運営面の充実を図ります。

【具体的な取組み】

①福祉サービス利用援助事業等の普及・利用促進

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

日自 受託(県)

- ・利用者の利益の保護を図る仕組みの整備の一環として、第二種社会福祉事業に規定されている『福祉サービス利用援助事業』の普及を図るため、多様な広報媒体（広報誌やホームページへの掲載、パンフレット設置等）を利用し、広く周知を行うとともに、事業説明会等を実施します。
- ・『日常生活自立支援事業』を沖縄県社会福祉協議会から受託し、事業の継続を図るとともに、利用者の支援に向けた体制づくり並びに支援に努めます。

- ア. 沖縄県社会福祉協議会との連携の充実
- イ. 支え合い活動委員会等、地域住民への事業説明の実施
- ウ. 生活支援員の確保及び研修会の実施
- エ. 利用者（新規含）の支援体制の充実
- オ. パンフレットの設置、ホームページを活用した広報

②「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」の充実

《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》 権擁 受託

- ・「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」の充実に努めるとともに、成年後見制度の中核機関としての役割を宜野湾市と調整・検討を図る中で機能の拡充や運営のあり方等を検討していきます。

- ア. 宜野湾市担当課との連携の充実
- イ. 権利擁護支援センターのあり方の検討
- ウ. 利用者の支援体制の検討



③「通帳等一時預かり事業」の実施《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

権擁 受託

- ・福祉サービス利用援助事業や成年後見人制度の利用が必要な方で、それらの契約が締結されるまでの間に権利が侵害される恐れがある場合、または虐待等の理由で緊急的に通帳や印鑑の保管が必要と判断された場合、行政の依頼を受け、関係機関と連携して「通帳一時預かり」を行い、制度の狭間にある要支援者の権利を擁護します。

- ア. 「通帳等一時預かり事業」の実施要綱の見直し

3) 擁護を必要としている市民の発見・支援

人権相談等の周知を図り、擁護を必要とする市民の早期発見・早期解決に努めます。
また、虐待防止に向けて、要保護児童対策地域協議会等の充実により、迅速かつ適切な対応をします。

【具体的な取組み】

①権利侵害や虐待防止に向けた連携《第四次宜野湾市地域福祉活動計画》

権擁 受託

- ・子どもから高齢者といった全ての方への権利侵害や虐待防止に向けて宜野湾市福祉推進部・健康推進部担当課と連携していくものとし、住民からの虐待に関する通報、事業所等から虐待情報を把握した場合、関係機関との連携により対応を図ります。

- ア. 宜野湾市要保護児童対策地域協議会（じのーんキッズ安心ネット）への参加・協力
- イ. 地域包括支援センター及び社会福祉協議会相談窓口連絡会への参加・協力
- ウ. 宜野湾市福祉推進部・健康推進部担当課との連携

目標 4：中期経営計画に基づく法人運営・事業運営

目標 4 については、第一次宜野湾市社会福祉協議会中期経営計画に沿った事業計画となります。また、目標 1～3 並びに第四次宜野湾市地域福祉活動計画と重複する部分もありますが、法人として検討していきたい内容や独自に実施していく内容を記載しています。

(1) 5年後の宜社協を想定した、法人組織の意思決定に向けた取組み

5 年後の姿を描きながら経営基盤や事業方針等を理解し、職員一人ひとりがビジョンを描きながら経営や事業に取り組む中で、トップダウンデモクラシーの意思決定スタイルを活用しながら、現場と経営、そして、理事会・評議員会との意思決定を描きながら迅速に対応出来るよう取組みます。

【具体的な取組み】

ア. トップダウンデモクラシーの取組みに向けた検討

(2) 役員体制の確立及び理事会・評議員会等の適切な運営、活性化

理事・評議員に丁寧な説明を行うことで、事業理解を深め積極的に社協の運営に協力できる体制を確立する。

1) 正副会長としての役割責務

正副会長として法人運営に関する説明責任や福祉関係者団体との協働連携を図っていきます。

【具体的な取組み】

ア. 正副会長の役割及び責務について明確に出来るよう検討

2) 理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の適切な運営、活性化

理事会・評議員会に対し事業理解や予算・決算に関する内容の理解促進に努めていきます。また、理事・評議員が事業に参画しやすいような環境整備や参加促進を進めていきます。特に理事においては、業務執行の決定やそれぞれの立場からの積極的な参画ができるよう機会を増やしていきます。

評議員選任解任委員会においては、評議員として活躍できる方を選任し、評議員会の運営が遂行しやすいよう委員会を開催し、議論を深めていきます。

【具体的な取組み】

- ア. 理事会・評議員会に対しての説明責任の明確化
- イ. 評議員選任解任委員会に対し、委員選任の役割理解の推進
- ウ. 社協事業について理解していける仕組みの構築

（３）法令遵守の徹底

１）コンプライアンスの徹底

役職員のコンプライアンス意識の醸成や不正防止等について学習する機会等を設け、意識向上に向けた取組みを実施していきます。また、法人諸規程の理解を促し、遵守を徹底していける組織づくりに努めていきます。

【具体的な取組み】

- ア. コンプライアンス研修会への参加
- イ. 第３者委員会開催による牽制機能の充実



（４）健全な財務管理及び適切な経理事務の遂行

１）適切な経理事務及び財務管理、監査体制の構築

適切な経理事務や煩雑な事務作業の効率化を進めていきながら内部チェック機能も強化していきます。また、財務管理においても担当税理士による定期的な状況確認を行います。

監査体制においては、年１回の法人監査で監事への説明責任を果たし、経理事務・財務管理等が適切に行われていることを確認致します。その中で、不正や不正行為等が無いよう内部牽制及び監事からの指摘等を受けながら対応していきます。

【具体的な取組み】

- ア. 法人内部牽制の徹底
- イ. 法人監査
- ウ. 個人情報保護に関する法令遵守の徹底

（５）事業継続計画（ＢＣＰ）の策定



１）事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に向けた取組み

本会では児童発達支援事業や生きがい対応型デイサービス事業等の子どもから高齢者までの福祉活動を実施しており、災害発生等に迅速に実施の判断等が決定しやすいよう令和８年度を目途に事業継続計画（BCP）を策定していきます。

【具体的な取組み】

- ア. B C P 計画策定に向けた委員会の開催（法人組織内）
- イ. B C P 計画の策定



（６）人財確保・育成・定着支援

１）専門職員の人財確保並びに定着に向けた取組み

①人財確保に向けた取組み

人財確保に向けては、異業種経験者からの採用や福祉の業務に対する熱意がある方の積極的な採用等を行います。また、同一労働同一賃金に伴う業務分掌や職責、職員間の業務の偏り等についても取組みを進めていきます。

【具体的な取組み】

- ア. 業務分掌及び職責の明確化
- イ. 職責に応じた業務量並びに業務の標準化

②長期専門職員の採用

本会職員の多くは、事業担当職員として専門的な知識や地域住民の様々な相談に対応する事が求められてきます。また、本会では5年以上の勤務を行った職員に対し、「長期専門職員」としての採用試験を実施しており、これまで培ってきた経験や社会福祉に関する専門的な知識を発揮出来る職員を採用していきます。「長期専門職員」の計画的な採用に向けて検討し、長期的に安心して働ける環境づくりを議論していきます。

【具体的な取組み】

- ア. 長期専門職員採用のあり方について継続的な検討（法人組織内）
- イ. 採用方針の明確化

③人財定着に向けた環境整備

福祉業界の人財不足が叫ばれる中、異業種からの採用職員等を含め、採用の機会を増やし人材確保に努める中、働きやすい環境整備を行い、人財の定着に向けた取組みのあり方も検討していきます。

職員一人ひとりが人“財”としてのスキルアップが図られるよう、担当職種や業務に合わせた研修会への参加やスーパービジョン体制の構築を行います。また、職員同士での学び合いの確保を行い他職種間でのスキルアップにも努めていきます。

【具体的な取組み】

- ア. 法人全体の年休取得率の向上に向けた取組み
- イ. 学習の機会の創出



(7) 人事労務管理に向けた取組み

1) 人事労務管理の徹底

令和6年9月現在、正職員12名、嘱託職員20名、パート職員5名の合計37名となっております。

多くの職員の人事・労務・処遇等の管理の一元化に向けた取組みが急務となっております。年々内容が複雑化している中で、組織内での人員のあり方や処理の方法等について議論を深め、効果的に事務処理が行っていけるよう検討していきます。

【具体的な取組み】

- ア. 人事・労務・処遇等の管理一元化に向けた組織内検討

2) 組織体制のあり方について

令和6年9月現在、職員数が37名で、3係で構成されています。1系の職員数が10名を超え、係としての規模が年々大きくなっている現状があります。また、管理職が1名（事務局長）であり、総務部門・地域部門・保育部門の3つの部門にまたがっており、専門的知識や内容が求められることも多く、管理職の増員も検討課題の一つとして挙がっており、今後の事業運営の中で組織体制のあり方についても議論していきます。

【具体的な取組み】

- ア. 組織体制のあり方に向けた検討（職員間）
- イ. 福祉総務課との情報交換の実施



【令和8年度（R8年4月予定）の職員構成】

- 正職員 9名
（事務局長1名、係長・主査4名、主任3名、主事1名）
- 係構成（職員数：41名）
 - 総務・相談支援係 17名 （正職5名、嘱託7名、パート5名）
 - 地域福祉推進係 17名 （正職4名、嘱託13名）
 - 保育係（愛育園） 7名 （正職2名、嘱託5名）

3) 職場環境の整備及び改善

【具体的な取組み】

①業務マニュアルの作成の着手

人材育成・定着・確保を行う中で業務が実施しやすい環境を整備する為、業務マニュアルの作成に向けた検討を行います。

ア. 業務マニュアル作成に向け、様式の検討・試行
(長期専門職員を中心とした組織内委員会)

②一人ひとりの業務量や業務改善に向けた取組みについて

一人ひとりの抱える業務量等についても確認を行いながら、役職並びに職責に応じた業務量や標準的に業務が遂行出来るよう検討していきます。また、一人で孤立して業務を行わないよう、係間や職種間等の横の連携を意識した業務遂行が出来るよう、検討を重ねていきます。

ア. 法人全体の業務内容や業務量について確認

③労働環境等への取組みについて

職員の労働環境等への取組みを推進していく為には、総務部門のみならず全職員で意識改革が必要になってきます。

法人内では事業ごとに取組みが大きく異なってきます。縦割り業務ではなく横断的に業務連携を行い、それぞれが労働環境について考えていけるような組織体制も求められてきます。

法人内の労働環境等について話し合う場も設けていきます。

ア. 労働環境について委員会を設置し、年休の取得や時間外の減少、業務量等に向けた職場内の委員会の設置。

④ICT化に向けた取組みについて

職場環境・労働環境等の取組みを推進する中で、ICT化に向けた検討が必要になってきます。一方、ICT化に向けては財源の確保も急務となり、補助金や助成金を活用 of 検討や法人内で話し合う場を設けていきます。SDG'sの観点からICT化を進める中で申請書類の印鑑レスや電子申請等も含め検討していきます。

ア. ICT化に向けた職員研修の開催

イ. SDG'sの取組みの推進(申請書類の印鑑レス化等)

4) 人事評価制度への取組みについて

宜野湾市役所の取組みを参考に、本会においても人事評価制度の導入に向けて検討していきます。導入時期については、宜野湾市役所の進捗状況を確認しながら対応していくこととします。

【具体的な取組み】

ア. 宜野湾市役所の進捗状況を確認し、検討

(8) 財源確保

1) 多様な財源の確保・活用

【具体的な取組み】

①自己財源確保に向けた取組み

年々自己財源の確保が難しくなっている状況があり、法人事業看板広告収入や寄付型自販機による収入等からの自己財源の確保に努めて行きます。

また、「人を支える喜び」や「地域の役に立ちたい」という市民の思いや行動の架け橋となり、ファンドレイジング等の多様な財源の確保を行い、本市の地域福祉課題解決に向けた取組みを検討していきます。

一方、電子決済の普及等により今後の募金のあり方を検討しつつ、「アプリ募金」を活用し、事業や活動に対する応援という形での仕組みづくりを行います。

ア. 自己財源の確保に向けた取組みの検討

(組織内で検討委員会を設置)

イ. おきぎんスマートアプリ募金・キラキラ新入学基金の実施

ウ. 福祉バスへの企業看板掲出事業・社会福祉センター内企業看板掲出事業の継続実施

エ. クレジットカードや電子決済等による寄付の普及

オ. 寄付型自動販売機の設置促進

カ. 封筒への企業広告掲載事業の実施

②基金の運用並びに活用のあり方について

福祉基金積立金については、運用による利息を得ていたが基金による運用益を得ることが厳しい状況であります。一方、福祉車両購入に向けた積立や法人運営に係る積立を一部確保する事が出来ました。しかしながら、老朽化した社会福祉センター移転に伴う費用が高額になる為、自己資金の不足が見込まれる事や法人運営事業に係る固定費捻出に係る費用の確保を踏まえどのように基金の活用を行っていくのか早急に議論を深めていく必要性があります。

- ・福祉振興基金積立金 令和6年度実績 35,220,024円
ア. 災害その他緊急の必要が生じた場合の積立金。
- ・福祉車両購入積立金 令和6年度実績 356,034円
ア. 福祉車両購入のため、毎年継続的に積み立てる。
- ・福祉車両積立金 令和6年度実績 340,000円
ア. 福祉バス等の車両維持管理（修繕等）に使用するための積み立てる
- ・財政調整積立金（法人運営事業資金）
 令和6年度実績 24,054,794円
ア. 財政調整積立金より、令和7年度 移転費用積立金及び取壊費用積立金へ積み立てる
- ・財政調整積立金（社会福祉事業資金）
 令和6年度実績 13,942,055円
ア. 法人運営の事業及び運転資金の確保
- ・新入学基金積立金
 令和6年度実績 9,392,152円
ア. 新入学準備支援事業の実施（令和7年度実績97万円）
- ・移転費用積立金
ア. 令和11年度の移転に向けて、移転費用（毎年240万円）を積み立てる。
- ・取壊費用積立金
ア. 令和11年度の取壊しに向け、取壊費用（毎年200万円）を積み立てる。



2) 補助事業・受託事業の適正化及び事業継続

本会は、宜野湾市や沖縄県社会福祉協議会等からの補助事業・受託事業によって人件費や事業費を賄っており、事業運営に必要な職員配置を適宜対応する事が難しい状況であります。一方、実施している事業運営が継続的に行って行けるよう法人としての方向性や方針等を明確化し、必要経費の確保に向けた取り組みも行います。

【具体的な取り組み】

- ア. 補助事業・受託事業の継続実施



イ. 必要経費の確保に向けた取組み

(9) 社 協 会 費

1) 社協会員の加入強化

社協会費は、本会の法人運営事業費としての財政的支援を意味しています。また、多くの市民・団体等からの支援をもとに地域福祉活動をはじめ地域貢献・社会貢献に努め、「普段の暮らしの幸せ＝ふくし」を目指していきます。

令和6年度実績額は4,344,811円、宜野湾市の世帯数48,176世帯、自治会加入率22.43%(2025年5月末)の現状であり、会員減少傾向にあります。

この状況を改善するため、自治会未加入世帯への呼びかけ、新規企業・事業所開拓に積極的に取組みます。社協役員・職員が一段となって目標額達成に向け各種会費を取組みます。

具体的な取組みとして、戸別会費では、自治会未加入世帯へのアプローチは、他市でも同様の課題であることから、自治会長や区民、未加入世帯に対し、広報誌やSNS等を活用した広報活動を行うとともに、自治会加入促進強化事業に本会も協力し、加入促進を図ります。団体会費では、社会福祉法人や事業所へ会員加入を働きかけます。特別会費では、商工会や企業団体に働きかけ、新たな会員加入を促します。

法人運営事業費としての財政的支援のみならず、地域福祉課題解決に向けた使途の透明性を確保することで、本会の活動への理解を深め、法人へのご協力をいただけるよう努めます。

【具体的な取組み】

ア. 目標額達成に向けた取組みの推進

会 費	目 標 金 額	目 標 数
戸 別 会 費	2,090,000 円	4,180 世帯
賛 助 会 費	580,000 円	1,160 名
団 体 会 費	370,000 円	74 団体
特 別 会 費	1,760,000 円	352 事業所
令和8年度目標額	4,800,000 円	

(10) 行政とのパートナーシップ

1) 宜野湾市とのパートナーシップによる共同連携

第四次地域福祉活動計画を基礎とした宜野湾市の地域福祉活動や社会福祉活動への活動の充実を図っていきます。その為には、宜野湾市とのパートナーシップによる共同連携を充実させていきます。

また、本会は宜野湾市より補助事業・受託事業を多く受けており、各種事業の事業理解及び事業への参画を依頼し、継続的な事業展開が出来るよう協力体制の構築に努めます。

【具体的な取組み】

ア. 宜野湾市役所との継続的なパートナーシップによる共同連携

- ・担当者会議の開催
- ・担当部長、社協役員、事務局長会議の開催

(11) ソーシャルアクションの強化

1) 社会課題・地域課題に向き合う組織づくり

社会福祉法人は地域課題・社会課題に対し向き合う事や解決に向けた取組みが求められています。1法人のみならず市内の多くの法人が参画し、社会福祉法人社会貢献事業を実施出来るよう検討していきます。

地域課題・社会課題に向き合う事で、地域に開かれた「社会福祉法人」を構築していくことで、地域と法人、法人と法人が繋がり、支え合う仕組みについても議論を深め、実施していけるよう取組みの充実を図っていきます。

【具体的な取組み】

ア. 宜野湾市社会福祉法人連絡会での取組みの実施

イ. 地域福祉課題解決に向けた取組みの検討

(12) 広報・情報発信

1) 活動の見える社協活動

本会の活動を市民の皆様へ可視化できる社協活動や SNS 等を活用し、若い世代にも関心をもってもらえるよう創意工夫を行います。

【具体的な取組み】

ア. 社協だよりの発行（年4回）

イ. SNS 等の活用による本会事業の発信



（１３）宜野湾市社会福祉センター移転について

１）自己財源の確保に向けた取組み

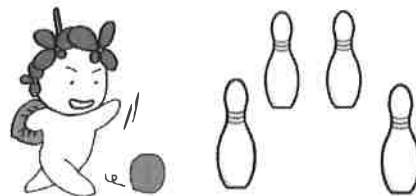
第四次地域福祉活動計画の取組みに基づき新センター移転に向けた取組みを行います。

また、移転に伴う自己財源の確保に向けてチャリティーボウリング大会等を実施します。

【具体的な取組み】

ア．チャリティーボウリング大会の実施

令和８年度（目標額 500,000 円）



２）新センター建設に向けた取組み

宜野湾市役所主管課を通し、新センターの建設に向けた話し合いや情報交換等を行い、令和１１年の移転に向けた取組みの充実を図って行きます。

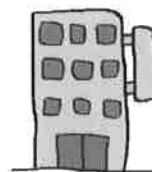
また、建設・移転に際する費用としてチャリティーボウリング大会の自己財源含め２，０００万円の自己資金を確保し、対応していくこととします。

２，０００万円の主な内訳として、移転に伴う法人内支出を１，１３５万円（法人：６８５万円、愛育園：４５０万円）、建設・取り壊し費用として、８６５万円を目標に捻出していきます。

【具体的な取組み】

ア．新センター建設に向け、市福祉総務課との調整

イ．移転費用積立金を設定し、センター新設まで計画的に積み立てる。



３）新センター移転に伴う旧社会福祉センター取り壊しの課題

令和１１年の新社会福祉センター移転に伴い、旧社会福祉センターの取り壊しの費用捻出が大きな課題となります。本会として８６５万円を目標に建設・取り壊し費用として捻出予定ですが、取り壊し費用については大規模工事となり、約７，０００万円の費用が見込まれます。今後、本会理事会、宜野湾市担当課と調整しながら、取り壊し費用の捻出についても議論を深めていきます。

【具体的な取組み】

ア．取り壊し費用の捻出並びに課題解決に向けた検討

イ．取壊費用積立金を設定し、センター新設まで計画的に積み立てる。

(14) 住民主体による福祉活動の推進

1) キラキラじのーんちゅが活躍するちゅいしーじーのまちづくり

地域では高齢者の見守り活動やボランティア活動等を通し、地域福祉活動に取り組んでいる地域住民や企業・事業所・福祉団体等があります。キラキラじのーんちゅの方々の活動に対する思いや取組み等を紹介、可視化する事で、支援の輪・思いの輪を広げて行きます。そして、多くの市民のキラキラじのーんちゅが活躍する住民主体のちゅいしーじーのまちづくり運動を推進します。

※キラキラじのーんちゅとは、地域住民のため活躍し輝く人や団体。

【具体的な取組み】

ア. キラキラじのーんちゅの思いや取組み紹介（ファッションショーの開催）

2) 共同募金委員会と連携した共同募金・歳末たすけあい運動

宜野湾市赤い羽根共同募金委員会との連携を図りながら募金活動への充実に向けた取組みを行います。

事務局運営は本会職員が担っており、宜野湾市赤い羽根共同募金委員に対し、共同募金配分事業について丁寧な説明を行い、理解を深めていただくことで、募金達成を目指します。同時に、市民や企業への広報活動を通じて、募金使途の透明性を確保します。

【具体的な取組み】

ア. 赤い羽根共同募金会との連携

イ. チャリティ芸能公演の開催



(15) 総合相談支援の充実

1) 断らない相談支援に対するスーパービジョン

本会としては、重層的な支援体制構築に向け、断らない相談支援体制の構築に向け、組織内及び係内でのスーパービジョン体制を構築していきます。

体制構築の為には、本会職員の資質向上に向けた取組みや職種階層による研修会のあり方についても検討し、対応していきます。

【具体的な取組み】

ア. 相談支援に対するスーパービジョン体制の検討

イ. 研修会への参加による資質向上



2) 相談システム構築による係間の情報共有や記録の徹底

相談システムの導入により、係間の情報共有が実施しやすい環境整備を行っており、記録の徹底を行い、相談者への支援がスムーズに行えるよう体制を整えていきます。

【具体的な取組み】

- ア. 担当職員のみならず職員間で対応出来る体制づくり
- イ. 相談記録の徹底

(16) 地域における多機関協働の推進

1) 多機関連携・協働による複合的な課題への対応

地域共生社会の実現に向けた取組みの中で、専門職等のネットワーク機能や参加支援が求められており、社会福祉法人連絡会でのネットワークの構築をはじめ、福祉関係団体に限らず経済団体等との連携も深め、複合的な課題に対し福祉関係者だけの関わりではない支援方法を模索しながら課題解決に向けた取組みを充実していきます。

【具体的な取組み】

- ア. 経済団体等との連携を図りながら、課題解決に向けた取組みの充実

(17) 権利擁護支援センター「うるる」

1) 成年後見制度・中核機関について

現在、国の施策において成年後見制度の充実や中核機関の設置等が進められており本会としても権利擁護支援センター「うるる」の事業方針や活動方針等について宜野湾役所担当課と協働・連携を図りながらあり方について検討していきます。

【具体的な取組み】

- ア. 成年後見制度や中核機関の設置等に向けた取組みについて宜野湾市役所担当課との意見交換



(18) 児童発達支援事業所「愛育園」の運営

1) 児童発達支援事業所運営について

親子が安心して通える環境づくりや第四次地域福祉活動計画に基づく事業展開が出来るように実施します。

また、親子が安心して通えるよう職員の資質向上や職員体制に努め、事業所の安定的な財源確保及び利用料収入の確保を行います。

【具体的な取組み】

- ア. 嘱託職員の勤務時間の見直しによる評価
- イ. 安定的な自己財源確保に向けた検討
- ウ. 発達に合わせた療育内容の充実
- エ. 移転費用積立金として、毎年50万円積み立てる。

2) 保育所等訪問事業について

現在、訪問提供時間が午前中となっているため、令和7年度より終日対応出来るよう検討を行い、利用希望の子ども達が安心して支援を受ける事が出来るようにいたします。

【具体的な取組み】

- ア. 支援内容の充実
- イ. 安定的な支援体制
- ウ. 訪問件数の増（目標300件）



3) 児童発達支援センターの設置に向けて

新センターへの移転並びに児童発達支援センターの設置に向け、法人内で議論を重ね、立ち上げに向けた検討を行います。児童発達支援センターとしての機能を兼ね備えた事業運営を検討し、専門職の配置についても検討していきます。また、中核機能の役割についても積極的に検討していきます。

【具体的な取組み】

- ア. 令和11年度センター設置に向けた組織内検討並びに専門職採用
- イ. 相談支援事業所の検討

